

「平和のための国際組織」の思想的潮流 — 古代コスモポリタニズムからカントの永遠平和論まで —

川 村 仁 子

はじめに

I. 平和のための協働に関する思想の系譜

- A. ポリスを越えた世界市民：古代ギリシアのコスモポリタニズム
- B. 中世キリスト教社会とルネサンス：キリスト教共和国とコスモポリタニズムの復活
- C. ウェストファリア条約と勢力均衡

II. 平和のための国家連合という理念

- A. 世界共同体 (*civitas maxima*) 構想
- B. サン=ピエールとルソーの永久平和論
- C. カントの永遠平和論

おわりに

はじめに

本稿では、各時代の思想家が「戦争」という現実を観察することによって築き上げてきた、戦争の回避と安定した秩序を維持するために、人びとあるいは国家間による協働を求めた主な思想を概説し、それらを「平和」の実現のために国際組織を創設するという思想の一つの潮流として捉える。本稿の対象は、古代ギリシア時代から18世紀末までの欧米における、「平和」の実現のために国家および人びとの協働を求めた主な思想である。本稿において「平和」とは、戦争の不在の状態、秩序の安定が維持されている状態を意味する。もちろん、現代において「平和」概念は更なる発展を遂げている¹⁾。しかし、本稿は「平和」概念の発展の系譜を追うことを目的としない。

現代の国際組織が形づくられたのは、産業革命による社会変革によって、国際行政事務局が

必要とされるようになった19世紀以降である。しかし、それ以前より、戦争の回避と安定した秩序を維持するために、人びとあるいは諸国家の協働を求める思想は存在した。もちろん、思想家たちの思想そのものが、国際組織の創設に直接的な影響を及ぼしたわけではない。歴史の発展と概念の発展は常に食い違い²⁾、しかし、その食い違いの中で現実における経験は、意図する・しないに関わらず思想による制約を受け、また思想も現実における経験によって制約されてきた。古代から現在までのこのような思想と現実の共鳴の連環は、積み重ねられてきた時間の層の中にあり、「いま・ここ」はその一番上の地表なのである。古典古代より続く平和のための協働に関する思想は、各時代の現実と共鳴してきた。時代が異なると、同じ「平和」という用語が使用されていたとしても、単純に同一の意味としては論じられない。しかしながら、その時々現実的な目的によって形づくられた思想も、その概念の具体性の中から抽象性を導き出すことができる。

各時代の思想の個性、偶然性の中に見いだされる、新たな段階への展開となった思想の系譜を体系化することが、本稿の目的である。それらは、現代という歴史的条件下で見いだされる、ひとつの思想の潮流である。「平和のための国際組織」の創設をめぐる思想を観察すること自体が、現在という歴史によって規定された意識であり、古代からの歴史の出来事の連続性の上にあることを確認しなければならない。本稿で扱う思想史自体が、現代という先入見にとらわれていることを自覚しなければならない³⁾。現代という先入見が、各時代において論じられてきた平和をめぐる思想の中に価値を見出させる。平和のために諸国家あるいは人びとの協働を求める思想は、歴史的に繰り返しその真価を試されながら反省、伝承、維持されてきたことで、絶えず過去と現在との間での橋渡しがなされ、超時代性を有する歴史的な存在、すなわち「古典性」を獲得するに至った⁴⁾。古典古代からの平和の思想は、どのような時代においてもその時代に価値ある何かを語ることで、過去と現在の双方に帰属することになる。過去の思想を現代の視点から理解することそのものが、歴史と現在とを媒介する。このことは、過去を現在に同化させることを意味しない。時代の隔たりは生産的な理解の可能性を有する。観察する側が自らの歴史性を認識することで、現在という制約された状況にある視点から平和のための協働に関する思想の本質を見出すことができるのである。

本稿のIでは、古代ギリシアのストア派のコスモポリタニズムと、中世ヨーロッパにおけるダンテ (Dante Alighieri)、エラスムス (Desiderius Erasmus)、アンリ4世 (Henri IV de France)、ビトリア (Francisco de Vitoria) の思想における、平和のための協働に関する思想を抽出する。IIでは、平和のために諸国家が協働することを説いたヴォルフ (Christian Wolff) の「世界共同体 (civitas maxima)」論と、サン=ピエール (Abbé de Saint-Pierre) とルソー (Jean-Jacques Rousseau) の永久平和論及び、カント (Immanuel Kant) の永遠平和論について概説する。本来ならば、ベンサム (Jeremy Bentham) の *Principles of*

International Law における国際法・組織に関する思想も扱うべきである。*Principles of International Law* が構想されたのは国際行政事務局が現実の政治において現れようとしていた18世紀の末であり、本書におけるベンサムの国際法および組織に関する提案は、より現実的・具体的なものである。しかし、本書の発刊が、国際組織の嚆矢たる「ライン川航行に関する条約（1831年）」の締結以降の19世紀半ば（1843年）であることから、本稿では扱わず、今後の課題とする。本稿では、古代コスモポリタニズムから18世紀末のカントの永遠平和論までの、純粋な理念として説かれた平和のための国境を越えた諸国家と人びとの協働に関する主要な思想を追うことで、「平和のための国際組織」の創設という理論を支えてきた思想の一つの潮流を見いだしたい。

I. 平和のための協働に関する思想の系譜

A. ポリスを越えた世界市民：古代ギリシアのコスモポリタニズム

古代ギリシアは、ポリス（都市国家 polis）の時代であった。紀元前800年から500年にかけて、ギリシア世界ではポリスが形成されていった。ポリスとは、氏族（clan）や部族（tribal）を中心とした住民からなる小規模で緊密な共同体である⁵⁾。アリストテレス（Aristotelēs）によると、人間は生まれながらにして善（アガトン agathon）を希求する存在であり、人間が求める最高善とは幸福であること、また自足的であることである。そして、人間は善悪の知覚を他者と共通にしているため、協働することができる。人間は生まれながらにして社会的であり、ポリス的な動物（zōon politikon）なのである。「それゆえに相互扶助を少しも必要としない者でもやはり共に生きることを求め望むのである。しかしまた、共通の利益も、それによって各人に善き生活の分け前が与えられる限り、各人を結合するのである。だからこの善き生活が、全体としての凡てにも、それぞれのもの凡てにも特に目的なのである」⁶⁾。したがって、ポリスとは自然の原理により形成された、包括的政治組織、あるいは政治的社会であり、共通善を政治の究極の目的とする共同体（koinonia politike）なのである。

当初行われていた地域の王によるポリスの統治は激しい対立を繰り返し、やがて氏族や部族による統治が行われるようになった。しかし、氏族や部族による統治も次第に専制の色を濃くしていった。激しい社会闘争のなか力をつけていった独立市民は、その数と共に影響力を増し、紀元前6世紀ごろにキオスにおいて民主的政体が登場したのを皮切りに、各ポリスにおいて民主政がとられるようになる。民主政すなわちデモクラシー（democracy）は、民衆（demos）による支配（kratos）をその語源とし、市民による政治を意味した。アテナイでは、自由市民のすべてに参政権が与えられた。民主政の下では、権力は市民にあり、市民は法の下に平等であるとされた⁷⁾。市民とは、ポリスに属する公民、公的世界としてのポリスの正式な構成員と

される武装能力のある男性であった⁸⁾。市民とはすなわち自らのポリスを守る兵士のことであり⁹⁾、ゆえにポリスは「戦士の共同体」でもあった。市民の権利と義務は、市民としての地位と結び付けられていたのである¹⁰⁾。こうした条件の他に、市民には市民としての徳 (civic virtue) が求められた¹¹⁾。徳とは私的な利益ではなく共通善への献身、すなわちポリスへの貢献を意味した。個人が自由で充実した生活を送ることができるのは、唯一ポリスにおける市民として生きることであると考えられたのだ。

このポリス思想が支配的であったため、個人の生活のすべてはポリスの中に存在すると考えられていた。しかし、アレクサンドロス大王 (Alexander the Great) の大帝国建設により、ポリスの政治的独立が失われたことで、自らをコスモポリテス (kosmou politês) として意識するようになった人々が現れた¹²⁾。彼らの思想をコスモポリタニズム (cosmopolitanism) という。現在では、国や民族を超えた、個人すなわちコスモポリタン (世界市民 cosmopolitan) を直接の単位とする世界社会を目指す思想の事を指す。コスモポリテスと言う言葉は、キュニコス派のディオゲネス (Diogenes) が、「どこから来たのか」と聞かれて、「私はコスモポリテスである」¹³⁾ と答えたのが起源であるとされている¹⁴⁾。これは、自分自身を国や民族にとらわれずに普遍的に位置づけるという、徹底した個人主義を意味する言葉であった。市民は世界市民として自らの人間性や理性の価値、道徳的な目的を重視し、出身地、身分または性別等による自己のイメージに囚われてはいけないという意味を持っていたのである¹⁵⁾。キュニコス派の影響を受けたゼノン (Zenon) は、人間は理性をもって情念を抑えることによって平常心 (アパティア) を保ち何事にも当たらなければならないと説いた。そして、人間の理性は平等であり、人間は一つの世界に住んでいるコスモポリテスであるとし、「理想の共同体」を提案した。そこでは、人々は万人を同じ村の仲間のように捉え、共通の法の下に生活する。それは唯一つの生活のあり方と秩序によって成る共同体であると考えられた¹⁶⁾。

ゼノンの徒によるストア派は¹⁷⁾、すべての人間は同じロゴス (理性) を持っていると考え、一人一人の人間は普遍的なマクロ・コスモスを写すミクロ・コスモスであるとみなした。この考えは時、場所を問わずあてはまる「普遍妥当の法」、すなわち自然法の考え方に継承される。万人の理性の共通性と人間と宇宙の理性を踏まえることで、普遍性を導きだしたのである。またストア派は、存在するものはただ自然だけであるという一元論をとり、コスモスが自分のポリス、すなわち全世界が自分の共同体であるというコスモポリタニズムを唱えた。ストア派のコスモポリタニズムは、ローマの皇帝であり、古代ローマ時代のストア派の代表者であるマルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius Antoninus) に受け継がれる。彼は『自省録』において、「もし叡智が我々に共通のものならば、我々を理性的動物となすところの理性もまた共通なものである。であるならば、我々になすべきこと、なしてはならぬことを命令する理性もまた共通である。であるならば、法律もまた共通である。であるならば、我々は同市民である。であ

るならば、我々は共に或る共通の政体に属している。であるならば、宇宙は国家のようなものだ。なぜならば人類全体が他のいかなる政体に属しているといえようか。であるから我々はこの共同国家から叡智なもの、理性的なもの、法律的なものを与えられているのである。でなければどこからであろう」¹⁸⁾と述べ、自然法とコスモポリタンな市民という考え方を結び付けようとした¹⁹⁾。

ポリスの枠を超えた一つの世界共同体というゼノンのコスモポリタニズムは、共同体の実現を目指したのではなく、一つの理念であった。しかし、人類は「世界市民」という共通の立場にあり、共に善を最高の目的としなければならないという彼の思想は、古代ギリシア、共和政ローマの政治思想に、ひいてはローマ帝国の政治の方向性に影響を与えた²⁰⁾。しかし、コスモポリタニズムはその他の古代ギリシア思想とともに長い間ヨーロッパから姿を消すことになる。コスモポリタニズムの復活は、ヨーロッパで再び古代ギリシア思想が見出され、理性と信仰の衝突と調和をめぐる様々な思想的実験が試みられた中世を経た後の、ルネサンスを待たなければならなかった。

B. 中世キリスト教社会とルネサンス：キリスト教共和国とコスモポリタニズムの復活

ローマ帝国崩壊後の中世ヨーロッパは、キリスト教を中心とした社会であった。キリスト教会は人々の信仰の世界だけでなく、生活社会をも支配していた²¹⁾。しかし10世紀以降、イスラム教徒との戦いにより、イスラム世界で受け継がれてきた古代ギリシア時代の思想がヨーロッパに逆輸入される。12世紀以降、中世キリスト教社会ではアウグスティヌス主義とアリストテレス主義が激しく衝突した。このヨーロッパの精神的危機は、最後のローマの哲学者であるポエティウス（Anicius Manlius Torquatus Severinus Boethius）の遺言である²²⁾、信仰と理性の調和の論理をトマス・アクィナス（Thomas Aquinas）が確立したことによって乗り越えられ、新たな思想を形成する契機となった。それ以後ヨーロッパでは、キリスト教の信仰と理性との調和をめぐる思想的実験が繰り返され、ルネサンスへと展開する。この時代に構想された平和のための協働に関する思想は、コスモポリタニズムなどの古代ギリシア思想とキリスト教の信仰との相克と調和の過程において形成されていくことになる。

①ダンテの『帝政論』

例えば、『神曲』で有名なダンテは、『帝政論（Monarchia）』のなかで平和のための「世界的帝政」を説いた。ダンテの「世界的帝政」論には、二つの思想的特徴がうかがえる。一つは、アリストテレスを中心とする古代ギリシアの思想であり、もう一つはアウグスティヌス（Aurelius Augustinus）以来の、教皇と皇帝を最高支配者とし、神に対する信仰を通じて結ばれた統一的なキリスト教共和国の精神である。

ダンテは『帝政論』で、すべてにおいて世界平和は最善のものであると説いた。世界平和は神による個人と人類全体の「救済」の手段であり、人類の究極の目的である²³⁾。そのためには、人類は一つでなければならない。地球上に多様な文化が存在するのは、人類の可能性すべての実現のためであり、それぞれは協調し協力することによって、世界的帝国の一部となる²⁴⁾。人類が一つであるとき、人類は最も神に似ることができる。そして、人類が最も一つであるのは一人の王に従属するとき、すなわち世界的帝政の下にあるときである²⁵⁾。ダンテがこの役割を担うと考えたのはローマ帝国であり、この帝国の権威は神に直接由来するものであると説いた²⁶⁾。それゆえ、この帝国は教会に対して独立するとされた。しかし、この帝国は教会に対抗する存在ではない²⁷⁾。世界の平和を維持することが、この世界的帝国の統治の目的なのである。ここで注意しなければならないのは、ダンテの言う「世界的帝国」とは理念としての「帝政」をとる共同体であって、直ちに実現されるものであるとは考えられていなかったということである²⁸⁾。ダンテは「世界的帝政」という理念を示すことで、世界平和という人類の究極の目標への道標としたのだ。

世界が諸国家に分かれていることから、世界的帝政は諸国家によって構成される。構成国家間には従属関係にないため、争いが生じることが予想される。このとき、この争いを審判する第三者、すなわち世界的帝国の「帝王」が存在していなくてはならない²⁹⁾。帝王は最高の審判者であり、一切の争いは帝王によって直接解決される³⁰⁾。また、帝王は世界的帝政の立法者として存在する。しかし、その法は諸国家の利益のために定められなければならない³¹⁾。帝王は人々に関する徳すなわち正義を備えていなければならない³²⁾。帝王は諸国家の支配者がその市民のために存在するように、世界的帝政を構成する諸国家のために存在しなければならない。帝王は王ではあるが、目的においては諸国家の僕なのである³³⁾。この世界的帝政の下でのみ、人々は自由であることができるのである。これらの思想は、アリストテレスの『政治学』や『ニコマコス倫理学』から影響を受けたものであった。

ダンテが、世界的帝政の支配権は神から天啓を受けたローマ人に存在し、ローマ人は歴史的にそのような能力を有すると主張している点から、『帝政論』における彼の思想は抽象的なコスモポリタニズムではなく、愛国心から説かれたものであるとも考えられる³⁴⁾。しかし、このダンテの『帝政論』における思想は、度重なる戦火に苦しむ当時のヨーロッパの人々の、平和への願いから生じたものであり、人類の普遍的な願いでもあった。ダンテの思想は、後のヨーロッパにおける自由と秩序をめぐる国家観の礎となったと言えるだろう。

② エラスムスの『平和の訴え』

ダンテが目にした古代ローマの論理は、エラスムスによって発展し、中世の弁証法を排してローマの修辞学と論理学をもって真理を追求する人文主義へと至る。人文主義者の巨人である

エラスムスが目指したのは、現実における社会の矛盾を明らかにすることに始まり、教会の浄化、新約聖書の改訳、そして人間がなすべき道徳観、寛容、節度などを持った社会感情の醸成などであった³⁵⁾。しかしながら、当時の社会は混乱の真っ只中にあった。協調、平和、義務意識、親切が世界に実現されず、狂気としての戦争が頻発する現状に幻滅したエラスムスは³⁶⁾、傍観者を演じつつも彼の理想を訴え続けた³⁷⁾。

『平和の訴え (*Querela pacis*)』においてエラスムスは、「平和の神」の名を借りて人びとに「平和」の実現を訴えた。エラスムスは、人間社会の起源を「必要」であると考えていた。社会は人間の「必要」から作られたものであり、団結の力によって互いに野獣や戦争の被害を防ぐことができるようになった³⁸⁾。そして、平和こそが自然が人間に授けた最良のものであり³⁹⁾、それらを保証する社会や国家にとって平和以上に重要なものはない⁴⁰⁾。それはキリスト教の教えでもあると彼は述べる。「旧約聖書にせよ新約聖書にせよ、聖典全体が語っていることは、ただひとえに平和と一致協力のことだけ」⁴¹⁾である。キリストはその全生涯において、平和と和合を説いた。その教えに従うキリスト教徒は、一つの家としてこの世界に住み、同じ家族としてキリスト教に属し、一人の父としての神に頼っている⁴²⁾。「誰であろうと、洗礼を受けた後は、奴隷でもなく、自由民でもなく、異邦人でも、ギリシア人でもなく、男でも、女でも」なく、「あらゆる人がすべてを和合させるキリストに帰して一つとなる」⁴³⁾。そして、キリスト教徒という一つの共同体の一員なら、各々がその他の者の幸福を喜びあうべきである⁴⁴⁾。しかしながら、人びとの欲や怒りから、キリスト教徒間の戦争は絶えず、人びとを墮落させている。異教に対するキリスト教のための戦争ですら、人間を墮落させるのである。ましてや、人間の欲や怒り、狂気によって行なわれた戦争ではなおさらである⁴⁵⁾。ここで彼が言う「平和」とは、キリスト教社会のものである。ユダヤ人やトルコ人といった異教徒に対するキリスト教徒の「聖戦」までも否定しているわけではない⁴⁶⁾。しかし同時に、エラスムスは、異教徒に対する戦争をも批判する。なぜなら、「トルコ人とても武力で攻撃するより、教化と親切と汚れない生活の事例を示すことによって、キリスト教に誘導すべき」⁴⁷⁾であると考えていたからである。そして、「もし、祖国という呼名が和解を生み出すというのでしたら、この世界はすべての人間に共通の祖国ではありませんか」⁴⁸⁾と呼びかけるのである。

人びとの協働を前提として、エラスムスは具体的な平和の実現のための4つ方法を提示した。一つは、君主の協働による領土の確定である。当時、領土をめぐる縁戚関係や条約が、戦争の原因となっていた⁴⁹⁾。そこで、諸君主による合理的な協定と堅実公正な友好関係に基づく領土の確定、すなわち確定された境界が婚姻関係によって変更されたり、他国を侵略するような条約が締結されたりすることがないようにすることこそが、平和を確実なものとすると考えられた⁵⁰⁾。2つ目は、有徳な君主の存在である。「ありとあらゆる戦争が、君主たちの利益のために企てられ、戦争とは全然何の関係もない民衆の被害の上に遂行された」⁵¹⁾。さらには、自ら

の権力の安定のために、民衆の不和を喜ぶ君主がいる⁵²⁾。しかしながら、「敬虔な君主にとっては、その人民の安全を図ることが何よりも重要な義務」であり、「まず戦争こそは何よりも憎むべきものとされねば」ならず、「君主の幸福とは幸福な国民を統治することである」ならば、「君主は心から平和を大切に慈しむ義務が」⁵³⁾ある。また、領土の確定にともない、「一国の主権者が頻繁に代わったり、また、国から国へ転々と移動することのないような方策を見いだす必要が」⁵⁴⁾ある。君主は公の利益を第一に考えねばならず⁵⁵⁾、そのためには戦争を選ぶよりは「平和を買う」方法を選ぶことも厭わないようであればならない⁵⁶⁾。3つ目は、国際的な仲裁機関の設置である。学識者、教会の修道院長、司教らによる、紛争解決のための仲裁機関を設置することで、法律に則り紛争を取めることが平和への道である⁵⁷⁾。例えこれらによる解決が「どんな不公平なものであっても、武力に訴えるよりは害悪が少なく」すむ。なぜなら、「およそいかなる平和も、たとえそれがどんなに正しくないものであろうと、最も正しいとされる戦争よりは良いもの」⁵⁸⁾であるからだ。4つ目は国民の意思の反映である。戦争によって不利益をこうむるのは国民であり、「大多数の一般民衆は、戦争を憎み、平和を悲願して」⁵⁹⁾いる。それゆえ、「ありとあらゆるものの中でも最も危険なものである戦争は、全国民の承認がない限り」⁶⁰⁾断じて行なわれてはならない。君主が義務に反し、自らの野望のために戦争をするようなことがあれば、「国民の一致した決議によって抑制すべき」⁶¹⁾である。また、戦争の原因になる君主の後継者に関しては、君主の「血縁関係の最も近い者、あるいは人民投票により最も有能と認められた者が、君主の跡目を継ぐべき」⁶²⁾である。

このようなエラスムスの平和の訴えは、当時のヨーロッパに空しく響いただけであった⁶³⁾。しかしエラスムスは、君主たち、司祭たち、神学者、司教、そしてすべての人びとに恒久平和を訴え続けた。「心を一つに合わせて戦争反対の狼煙をあげてください。民衆の協力が専制的な権力に対してどこまで抵抗する力があるかを示してください。この目的のために各人はその全て〔の知恵〕を持ち寄っていただきたいのです。自然が、それにもましてキリストが、あれほど多くの絆で結びつけた人間たちを、恒久的な和合が一体としてくれますように。そして、すべての人びとが、すべての者の幸福を等しく関係する事がらの実現のために、共通の熱意をもって努力して下さるよう！」⁶⁴⁾。当時、エラスムスの平和に対する愛と戦争の狂気の告発は、書斎からの学究的な非難としてしかとらえられなかった。しかしながら、彼の平和を実現するための具体的な方法は、国家間関係に共和主義的原則を適用することによって永遠平和を説いた、カントの思想へと継承されていくことになる。

③アンリ4世の「大計画」

ダンテの「世界的帝国」やエラスムスの『平和の訴え』は理念であり、直ちに実現されるものとして提示されたものではなかった。しかし、ヨーロッパという限られた範囲においては

あるが、諸国家の協働によって平和を実現させようとしたのが、アンリ4世である。当時のヨーロッパは宗教戦争により、新しい国家が次々と登場し、国内の統一も失われつつあった。この背景には、フェリペ2世(Felipe II)の死によるスペインの黄金時代の終焉があった⁶⁵⁾。ナヴァール王とフランスのブルボン王朝の始祖であるアンリ4世は、自らの改革実行のため、宗教改革による宗教戦争が続く国内の和平とその持続を目指した。そして、国内の平和は国際関係の安定と不可分であるとして、「大計画」すなわち、ヨーロッパ連合によるヨーロッパ統一構想を打ち出した。これは、現代のヨーロッパ統合の基礎をなす構想として⁶⁶⁾、今日でも注目されている。

アンリ4世の事実上の宰相であったシュリイ (Maximilien de Béthune, duc de Sully) の *Economies royales* において明らかにされた「大計画」は⁶⁷⁾、キリスト教を信仰するあらゆる州、王国、共和国の連合によって、永遠に平和なキリスト教共和国を建設するというものであった⁶⁸⁾。キリスト教共和国は、敬虔なキリスト教国家、シュリイの想定では「15の多少とも主権を持った国家」による連合からなる⁶⁹⁾。これは、宗教戦争を終わらせること、すなわち対立するカトリック、プロテスタント、改革派キリスト教間の平和的な共存を作り出すことを目的としていた。ここで注意したいのが、あくまでも対立する宗教間の共存を目的とするものであって、一つの宗教に統一することを目的としたわけではないということである。「ナントの勅令」による寛容の精神をもって、ヨーロッパの平和のための統一を目指したのである⁷⁰⁾。そこで説かれたのが、教会と国家の分離である。構成国の支配者は宗教に携わることをやめ、国民生活の諸問題の解決のため取り組まなければならない。現在では当たり前の考えであるが、当時は新しい統治のあり方を示す思想であった⁷¹⁾。

ダンテの「世界的帝国」とは異なり、アンリ4世のキリスト教共和国は、「帝国」ではなく共和政ローマを髣髴とさせるような統治形態を構想していた。以下がその内容である。共和国はそれぞれの管轄地域の紛争を扱う6つの特別委員会と、上院に補助されながらそれらをまとめる総合委員会によって統治される。総合委員会はキリスト教共和国に関わる問題を検討し、諸国家の仲裁と対外的な防衛の役割を担う⁷²⁾。さらに総合委員会は、共和国に関わる諸問題への干渉権を有し、少数派に属する構成国家は委員会に自らの権利を尊重させるように訴えることができる制度を設ける。構成国家の統治者たちは、体的には自らの臣民を平等に扱い、愛情を持って必要な規則や命令を定め、臣民の利益を守らなければならない義務を有し、対外的には他の統治者を承認し、国境を侵してはならない義務を負う⁷³⁾。アンリ4世は、構成国家の統治者にこれらの規則の遵守を誓わせることで、ヨーロッパの治安を維持しようと考えたのである。そして、キリスト教世界の敵、すなわちトルコ人との戦いに備え連合軍を組織しようという計画であった⁷⁴⁾。

この「大計画」は多分に理想的であり、実現を目指したものではあっても、外交指針として

の範囲を出たわけではない。しかし、シュリイによれば、1610年のアンリ4世の遠征はこの計画実現への第一歩となるはずであった⁷⁵⁾。この計画にはイギリスのジェームズ王 (James I)、スウェーデン王のカール9世 (Karl IX)、ドイツの新教徒による同盟が締結され、イタリアの諸国家からも信頼を得ていた。彼らは自らの利益のために賛同したのではあるが、アンリ4世のリーダーシップのもと隣邦諸国は条約を締結した⁷⁶⁾。それにもかかわらず、この「大計画」はアンリ4世の暗殺によって頓挫することになる。この「大計画」はヨーロッパに限定した、平和のための国家連合構想であり、直接的には世界的な平和のための国家連合構想に影響を与えたものであるとはいえない。しかしながら、国家と宗教を区別しようとした点や、多様な言語や宗教の平和的共存を目指したという点は、その後の国家観や平和のための国家連合構想の指針となっていったといえる。

④ヨーロッパを越えた大航海時代

十字軍の遠征やモンゴル帝国の拡大に伴い東西の交易が進んだこの時代、ヨーロッパを越えた「世界」が認識されるようになった。15世紀ごろ、造船及びイスラムを介して伝わった羅針盤等による航海技術の飛躍的な進歩により、スペインやポルトガルを中心とするヨーロッパの大国は、交易ルート拡大のためアフリカやアメリカ、アジアへと進出することになった。いわゆる大航海時代の幕開けである。ヨーロッパ人達は航海先で、彼らが「未開人」と呼ぶ相手に出会うことになった。そして、その「未開人」をどのように扱うかが、当時のヨーロッパ社会において大きな問題となったのである⁷⁷⁾。アメリカ大陸へ宣教師として渡ったドミニコ修道会士であり、スペインのサラマンカ大学の教授であったビトリアは、「インディオについて (*De indis*)」という講義を行なった。彼はその講義のなかで、西インド諸島におけるスペインの征服を批判するとともに、ヨーロッパだけでなく世界規模での法的な共同体の存在を認め、その共同体を基盤とする万民法による世界の「平和」を説いた。彼の思想からも、キリスト教思想と古代ギリシアの哲学の調和がうかがえる。

ビトリアは、キリスト教社会を越えた「全体世界 (*touts orbis*)」を視野に入れ、平和を説いた。人間は人間としての自然の本性により、「自然社会 (*societas naturalis*)」を形成する。これこそが全体社会であり、すべての国家を構成員とする普遍の人類共和国である⁷⁸⁾。ビトリアは、ヨーロッパを越えた、「人類」という枠組みで「世界」を捉えたのであった。これは、キリスト教共和国というキリスト教社会に限定された「平和」を、異教徒や「未開人」を含む「全体世界」へと広げた新しい思想であった。一方でビトリアは、この普遍的人類共和国を一つの法人のようなものとして捉え、自然法的性質の万民法がその意思としてすべての人類に適用されると説いた。この意思は、普遍的人類共和国を構成する構成員の意思からは独立したものであるとされた⁷⁹⁾。これはアウグスティヌス以来の、キリスト教共和国の観念に影響された

ものである。ビトリアはこのキリスト教共和国の観念に基づいて、統一的な人類の共和国を構想した⁸⁰⁾。しかしビトリアは、教皇や皇帝が最高の支配者となるキリスト教共和国とは、明らかに異なる共和国を構想していた。

ビトリアが普遍的人類共和国を一つの法人としてみなしていたのは、この共和国を国家の延長として考えていたからである⁸¹⁾。この考えは、後にヴォルフの「世界共同体」思想においても継承される。ビトリアは普遍的人類共和国を自然的な社会であると考えた⁸²⁾。人間は社会的本性を持つゆえに、自然に社会を形成し、他者と交流する。国家はその一部に過ぎず、すべての人間はいずれの国においても旅行し居住する権利を有する。この権利は後のカントの思想においても、世界市民法として継承されている。ビトリアは国家の存在を否定しているのではない。これは、人々は国家と普遍的人類共和国の双方に属することになるという思想であり、古代ローマにおける出生国と共和政ローマ双方の「二つの祖国」に属する市民概念に通じるところがある。普遍的人類共和国は一つの国家のようなものであり、その意思である万民法を定める。統一的な支配機関は存在せず、その意思は自然法と共通善のためにすべての構成員の多数決によって導き出される⁸³⁾。世襲による君主によって支配される国家が大半を占めていた時代において、多数決の原則を採用したことは注目すべき点である。ビトリアは、この普遍的人類共和国に支えられた万民法によって、キリスト教社会を越えた全世界の平和を実現させようとしたのである。

ビトリアの思想は、イエズス会士のスアレスらによって引き継がれる。一つの完全の共同体である国家は全世界の構成員であり、この構成員であることが国際法を確立する基盤となる⁸⁴⁾。古代ギリシアから続く自然法と万民法の関係は、グロティウスによってさらに定式化され、国際法の確立へと発展していく⁸⁵⁾。

C. ウェストファリア条約と勢力均衡

1648年、カトリックとプロテスタントの宗教対立に端を発し、それにハプスブルクとブルボン両家の国際的対立が相俟って戦われた三十年戦争を終結させるため、ドイツとフランス、ドイツとスウェーデンの間で諸条約が締結された。これら諸条約は総じてウェストファリア条約と呼ばれている。ウェストファリア講和会議では、それぞれの国家の支配者に、国内における絶対的な主権と対外的な独立、特にローマ教会からの独立が認められることによって、国家間関係において初めて明確に領土的主権の原理が確立された⁸⁶⁾。

領土や国民を他国からの介入を排して統治し、また、国家を代表する唯一の政府が国内の秩序を維持するための最高権力を握るという権限が、国際法上の国家に対して平等に与えられた。こうして、排他的、かつ一元的な国家主権と内政不干渉の原則が成立した。主権は国家間において平等であり、国際関係には諸国家の主権の上位に位置する権力は存在しない。それゆえ、

諸国家は、各国の力を互いに均衡させることによって、超大国が出現することを防ぎ、国際社会の平和と安定を保持しようとした。こうして、国家主権、内政不干涉、勢力均衡の原則を基として、戦争の再発を防止し、国際社会の平和と安定を保障しようとするウェストファリア体制が、国家間の秩序として築き上げられたのであった。

ウェストファリア体制では、国家は国際システムにおける唯一のアクターであると定義される。国家のみが国際関係において権利と義務を有し、権力を行使する「正当な主体」であるとされたのである⁸⁷⁾。それゆえ、主権国家以外のアクターによる権利行使は認められない。そして諸国家は、他国の対外的な独立と、国内における排他的権限を相互に承認し、互いの軍事力を均衡させることで、諸国家の「共生」を目指したのである。主権国家間の平和と安定のために成立したウェストファリア体制であったが、このモデルの下では、勢力均衡を図る目的で戦争を行うことや、戦争を自国の利益追求の手段とすることが認められていた。そのため、諸国家は、内政不干涉の原則に従い、他国の主権を尊重しながらも、自国の利益追及のため権力闘争を続けた。そうして、軍事技術の発達にともなう戦争による犠牲者が増大するなかで、戦争の惨禍をいかにして最小限に抑えるかが課題とされるようになった。

17世紀以降、国際法が発達するなか、グロティウス（Hugo Grotius）は『戦争と平和の法』で、戦争においても有効な自然法が存在すると説いた。諸国家間で戦争が行われるにしても、一定のルールに従ってなされるべきであるとする思想が生まれてきたのであった。また、グロティウスは同著において、戦争を「不正な戦争」と「正しい戦争」に分け、正当な理由（自己防衛、奪われた財産の回復、悪行に対する処罰等）があれば戦争は許されると主張した。いわゆる「正戦論」である。しかし、ウェストファリア体制下では、戦争を始める理由が正当であるか否かを判定する者、あるいは機関が存在せず、「正しい戦争」、「不正な戦争」の判断は困難であった。そのため、18世紀半ばには、戦争原因の正当性ではなく、戦争開始の手續や戦闘の方法に限ってのみ国際法で規制されるようになった。ウェストファリア体制が確立した後も、国家間の紛争は絶え間なく続き、しだいに、ウェストファリア体制に挑戦する思想家たちが登場する。

II. 平和のための国家連合という理念

A. 世界共同体（*civitas maxima*）構想

17世紀から18世紀前半にかけて、グロティウスの「国家間の社会（*societas gentium*）」概念をめぐる、国家と国家の間には社会が存在しないと言う説と、存在すると言う説の間で論争が繰り返られていた⁸⁸⁾。そのなかでヴォルフは、国際法の基礎を確立するための「世界共同体」構想を提示した⁸⁹⁾。

ヴォルフは、すべての人間を構成員とし、人間相互の協働からなる社会を自然の原理による「大いなる社会（*societas magna*）」と捉えた。自然状態であっても、自然の原理によって社会が形成されると考えたのである。ヴォルフは、国家を自然状態における自由で独立した個人と同じであるとみなし、自然の原理に従って他の国家と結びつくことにより社会を形成すると説いた⁹⁰⁾。人間にとって他者との協働が不可欠であるのと同様に、国家も他の国家と協働する必要がある。国家も自然の原理に従って他の国家と協働し、彼が言うところの「世界共同体」を形成すると考えたのであった。人類が諸国家に分裂した時、自然の原理による大いなる社会は「世界共同体」へと継承されると説かれたのであった⁹¹⁾。

ヴォルフの言う「世界共同体」は、諸国家から構成される一つの共同体である。自然の原理は国家に国家共同体を形成させ、諸国家に対しそれを維持するように求める。そして、諸国家の力を結合させることによって公共善を促進させることが、「世界共同体」の目的であると考えられた。人々が公共善のために契約を結び国家を形成するのと同様に、国家も公共善のために契約結び「世界共同体」を形成する。国家が「世界共同体」のために契約を結ぶのは自然の原理でもあり、かつ他の国家と協働することが自らの利益であると認識する国家による「同意」に基づくものでもあるとされた⁹²⁾。「世界共同体」は一種の国家であり、その法と権利も国家のものと同じように存在し、法は「世界共同体」にとっての善を維持する⁹³⁾。「世界共同体」を構成する諸国家は、公共善の促進のために共同体の法に従う。なぜなら、諸国家は公共善の促進のために結合するのであって、それらの法に従うことがそれぞれの国家にとって平和と安全を提供するからである。国家における個人と同様に、諸国家はそれぞれの国家にとっての平和と安全が公共善の促進によって実現されると言うことを認識すると考えられたのである。公共善を促進するために国家はそれぞれ義務を負い、権利を有する。国家が自らに課される義務を果たさない場合、その国家が義務を果たすように強制する権利が「世界共同体」を構成する全体としての諸国家に帰属する⁹⁴⁾。この権利は、「世界共同体」の目的によってその限界が決定される。このことから、構成員としての各国家の上位に一種の「主権（*aliquid imperium*）」が存在することが理解できる。この一種の主権は、「世界共同体」を構成する全体としての諸国家に帰属する⁹⁵⁾。一つ或いは複数の国家に「世界共同体」の主権が与えられることはなく、それぞれの国家に対する権限は全体としての諸国家に帰属するのである⁹⁶⁾。

「世界共同体」における国家は、自然状態における個人と同じであるとみなされるので、自然状態でのすべての個人が平等であるように、「世界共同体」におけるすべての構成国家は道徳観念上平等であるとされた。すべての国家は等しく法的な権利と義務を有するのである。「世界共同体」の構成国家は自由かつ平等であり、統治形態は一種の民主政をとる。それゆえ、いずれの国家も他の構成国家に従属しない。一種の民主的統治形態をとるゆえに、「世界共同体」の意思はすべての構成国家の意思であるとみなされなければならない。そしてその意思は大多

数の国家にとって、最善のものでなければならない。しかし、国家における議会のように世界中の国家を集めそれらの意思を主張させることはできない。それゆえ、構成国家は自然の意思に従い正しい理性を用いることで、「世界共同体」の意思に同意し従う。その際、より文明化された国家によって承認されることが国際法として認められることに妥当性を与える。また、「世界共同体」には、すべての構成国家の行動に対して主権を行使できる「立法者」が存在する。但し、この立法者は実際に存在するのではなく、擬制されるものである。立法者は、諸国家によって国家間の法としてみなされるべき理性の正しい行使によって定められる。けれども、立法者による法が自然法的国際法とすべて一致するわけでもなく、自然法的国際法と異なるものでもない⁹⁷⁾。

ヴォルフのこの「世界共同体」構想は国際法の基盤作りのために説かれたものであり、具体的な国際組織の設立を目指す概念ではない。しかしながら、彼は「秩序の維持のための諸国家の協働」という、のちの国際連盟構想に繋がる思想を展開している。

B. サン＝ピエールとルソーの永久平和論

「社会契約論」で有名なルソーも、ウェストファリア体制に疑問を持ち、国際的な組織の創設による平和論を説いた思想家の一人であった。ルソーは、政府は勢力均衡状態において、国内の統治を完全なものにするより、他国に対抗できる国家にすることに専念し、それがかえって戦争に火をつけることになっていると考えた。勢力均衡状態は戦争状態であり⁹⁸⁾、この危険な状態を取り除くには諸国家が結びつき、共通の法律に従うような連合政府の形態をとるしかないと言ったルソーは⁹⁹⁾、サン・ピエールの「永久平和論」を批判しつつ、自らの平和論を構想する。

アベ・ド・サン＝ピエールは「ヨーロッパ永久平和論」において、国家間の秩序が勢力均衡によって保たれる状態は戦争を生じさせ、平和を実現することはできないとして、戦争状態を永久の平和に変えるために、ヨーロッパ諸国の同盟による国際組織の創設を説いた。これは、アンリ4世とシュリイの「大計画」をもとに、国家間の秩序を変革しようとしたものである¹⁰⁰⁾。この同盟は永久に続くものであり、一度締結すると取り消しはできない。加盟国は全権委任の代表を集めた定期的あるいは常設の会議を開催し、加盟国当事者の紛争はそこで調停され解決される¹⁰¹⁾。それぞれの加盟国は、その会議において決定される分担金を出資し、この諸国家連合による国際組織はこの分担金により運営される。この会議において、構成各国に利益をもたらすための諸規定が作成され、多数決によって可決される。諸国家連合は構成国の所有権と統治権を保障し、構成国家同士が武力によって相手国との問題を解決することを決して許さない。同盟の条約に違反する構成国は、ヨーロッパ社会において関係を築くことができず、公共の敵とみなされる。もしもある構成国家が戦争の準備をし、他の構成国家に武力を行

使した場合は、全構成国家が協力して、その武力行使をおこなった国家に対して攻撃的行動をとる¹⁰²⁾。この点から、従来の正戦論を放棄し、武力の行使は戦争廃止のための「国際的法組織」による制裁戦争のみ認められるとした、集団安全保障の理論を展開させていることがうかがえる。これらは諸国家連合の基本条項であり、全構成国家の合意がなければ変更は不可能であると説かれている¹⁰³⁾。

この国家連合による国際組織は加盟国の主権を否定するものではなく、加盟国を内外の侵略から守るものであると考えられた。軍隊は国家連合への割り当て分のみ必要であり、そのため軍事費は大幅に削減できる。従って、統治者は軍事以外の面での政策に力を入れることができ、国内の人民の納税負担を軽減できる。また、統治者たちは、自らの国内に対しては絶対的な権力を持ち続ける。国家間に対等であり、紛争が生じた場合は連合議会が裁定する。この連合議会の議長は、加盟国の輪番制とする。それ故、一部の支配者がいるわけではない。加盟国の自由は連合諸国によって確立されるのである¹⁰⁴⁾。これらは、ウェストファリア条約後の国家の勢力均衡によるウェストファリア体制と、その結果もたらされる不断の戦争を批判し、「国際的法組織」構想をその解決方法として提示したものであった。

ルソーは、サン＝ピエールがこのような国家連合の創設と維持を、統治者たちの人々に対する善行、美德にゆだねる点を批判した¹⁰⁵⁾。なぜならルソーは、国家連合の創設は国家の利害関係によって導きだされる結果であると考えたからである。戦争で得られる利益は見かけ上の利益であって、戦争によって失うものと比較すると現実のものではない。統治者が戦争状態にないと言うことが本当の利益であると認識し、個人の利益を共同の利益と結び付けることによって平和を維持しようとするとき、国家間の連合は確立し、維持されるとルソーは訴えたのであった¹⁰⁶⁾。ルソーはこのような国家連合は、一度形成されると、大きな反対は受けないだろうと考えた。同盟国は、もはや隣国を恐れる必要はなく、例え連合国家に武力を行使しようとする征服者が現れたとしても、構成国家連合の強大な兵力によって征服行為を諦めざるをえなくなるだろう。現実においても、ゲルマン連邦やオランダ連邦のように、諸国家が共通の利害のために同盟を結び、諸国家連合を形成しており、それらは一度形成されると、構成国家の思惑とは別に、たやすく破られることはないからであった¹⁰⁷⁾。

ルソーは、サン＝ピエールの平和論の存在意義を十分に認めていた。しかし彼は、最終的にはサン＝ピエールのヨーロッパ連合の実現に対して批判的な立場に立つ。なぜならルソーは、各国の統治者は自らの利益を守るため、結局はヨーロッパ連合には参加しないだろうと考えたからであった。周到な準備のもと計画された、アンリ4世の「大計画」でさえも実現しなかったのである。またルソーは、永久平和論を実施するには様々な革命が必要であり、それらを人類にとって凶暴で恐ろしい手段であると認識し、「この同盟はおそらく、以後数世紀にわたって防止するに違いない害悪以上の害悪を、一挙にもたらす」と警告するのであった¹⁰⁸⁾。

ヨーロッパ社会の形成過程においては、キリスト教が重要な役割を果たしてきた。キリスト教は、現実には共通の利害関係にない場合でも、ヨーロッパの人々に共通の格率や思想を与えてきたのであった¹⁰⁹⁾。しかし、そのようなヨーロッパであっても首長のいない社会は安定を欠き、紛争を生じさせるだろうとルソーは予想している。従って、首長のいない社会であるヨーロッパ諸国の国家間関係は、まさしく戦争状態にあり、国家間で結ばれる平和条約はいずれも休戦条約にすぎず、新たな戦争の火種になってしまう¹¹⁰⁾。それゆえルソーは、結局のところウェストファリア体制は、ヨーロッパにおいて永久的な政治制度の基礎となるだろうと考えたのであった¹¹¹⁾。このようなサン＝ピエールとルソーの平和のための国際秩序構想は、ヨーロッパ人が仲間同士で戦争をしなくなるためのものであり、ヨーロッパの外の文化圏（トルコ、アメリカ、韃靼）との平和を目指すものではなかった¹¹²⁾。

C. カントの永遠平和論

18世紀を代表する哲学者のカントも、戦争を「最も大なる禍悪」、「人類の鞭」、また、「すべての善きものの破壊者」、「道義の最も大なる障害」であるとし、自らの平和論を説いた一人であった。カントは、ウェストファリア体制下における国家間関係が「自然状態」にあることこそ、戦争を引き起こす原因であると説いた。同時に、国家の権利として「戦争の権利」を認めていた国際法と国家法を批判した。そして、国際関係が外的秩序の規律によって自然状態を離脱することにより、世界の永遠平和を可能にしようと考えたのであった。

この時代、イギリス、フランスにおける市民革命、アメリカ独立革命等の政治変革が起こり、国内では個人が「自由」を自覚し、ウェストファリア体制下にある諸国家間においても、国家の「自由」と「独立」が声高に主張されていた¹¹³⁾。カントは、「自由」とは、「私が同意することができた外的法則にのみ従い、それ以外の法則には従わない、という権能」¹¹⁴⁾であると考えた。他の何らかによって制約を受ける「当為（カント哲学において、あるべきこと、当然なすべきこと）」は妥協的であり、自己は自らの「内なる道徳法則」に従うことで、「自由」を確立することができる。つまりカントは、人間は自らの道徳法則の立法者であることによって¹¹⁵⁾、「自由」であると説いたのだ。自然状態においては、常に紛争が生じているわけではないにしろ、絶えず紛争の危険性に脅かされている。それゆえカントは、平和状態は「創設」されなければならないと訴えた¹¹⁶⁾。個人の「自由」は国家内における客観的秩序、すなわち「客観的法律秩序」によってのみ成立する¹¹⁷⁾。なぜなら、法律は「他人の恣意と調和し得るための諸制約の総体」であり、国家は「自由の外的形式としての法的共同体」であると考えたからであった¹¹⁸⁾。よって、人間は、客観的法律秩序内においては、「自由」であることができるのである。

カントは、これらは諸国家及び国家間関係においても同様であると説いた¹¹⁹⁾。平和状態は

市民的＝法的状態の下でのみ保障されると考えたのである。カントは「相互に交流し合うことのできる全ての人間は、何らかの市民的体制に属していなければならない」と述べているが¹²⁰⁾、カントの考える市民的＝法的体制とは、①一族に属する国民法、②相互に関係する諸国家の国際法、③普遍的な人類国家の市民の世界市民法に基づく体制であった。彼は、政治が自然状態を離脱し、道徳法則からなる客観的法秩序が規律される状態こそが、人類の安寧と幸福の総体であり、政治における「人類の最高善」である「永遠平和」へと導くと考えた¹²¹⁾。そして、「永遠平和」を実現するための国家間政治秩序として、「法的共同体としての普遍的国際政治組織」の理念を唱えたのである。カントは、人間が、個人あるいは民族としてではなく、人類として国内外において「完全な政治秩序」を制定し、「普遍的な世界公民状態を作る」ことが歴史の終局目的であると訴えたのであった¹²²⁾。

カントは、『永遠平和のために』のなかで、永遠平和のための第1確定条項を「各国における市民体制は共和的でなければならない」と規定した。カントが言う共和的な体制とは、第1に、社会の構成員が人間として自由であり、第2に、すべての構成員が唯一で共同の立法に臣民として従属¹²³⁾、第3にすべての構成員が国民として平等である体制のことを指す¹²⁴⁾。彼が言うには、共和的な体制では、国民の賛同を得る以外に決定の方法はないので、戦争をはじめめるかどうかの決定にも国民の賛同が必要となる。また、戦争において負担を強いられ、被害を受けるのは国民である。それゆえ、国民は「こうした割に合わない賭け事をはじめめることに」きわめて慎重になる¹²⁵⁾。ところが、共和的な体制以外、すなわち元首が国家の所有者である体制においては、戦争の負担者である国民と、戦争の開始を決定する者が一致せず、戦争が容易に引き起こされる。なぜなら戦争を始める者にとって戦争は負担ではなく、「全く慎重さを必要としない世間事」であるからである¹²⁶⁾。よって、共和政体においては、戦争が国家の利益追求の手段とされることに慎重になり、平和の状態を維持しやすいと主張した¹²⁷⁾。この点は、先に説明したエラスムスの『平和の訴え』の思想を受け継いでいると言える。

次にカントは、永遠平和のための第2確定条項として「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」と定めた。カントは、国家としてまとまっている諸民族を個々の人間と同じように考え、ウェストファリア体制における国家間関係は自然状態にあり、自然状態下では、諸国家は互いに戦争状態にあると考えた。それゆえ諸国家は、自己の安全と権利を守るために国家における法的体制と類似した国際的な客観的政治秩序体制に入り、自己の安全と権利の保障を他国に対しても要求すべきであると主張したのである。そしてカントは、その客観的政治秩序の原理として、諸国家による法的体制である「国家連合」の必要性を訴えたのであった¹²⁸⁾。彼が言うには、ウェストファリア体制の下では、国家は、最高かつ排他的な権威を持ち、どのような外的な法的強制にも従っていないことに国家の威厳を置いている。実際、グロティウスやプーフENDORF (Samuel von Pufendorf)、ヴァッテル (Emmerich de

Vattel)による外交方策のための哲学や法典は存在したが、ウェストファリア体制における国際関係は自然状態であるため、これらに法的効力はなく、ただ戦争の開始を正当化するためだけに利用されていた¹²⁹⁾。また、自然状態では戦争によってしか諸国家が自己の正義を主張する方法はなく、戦争の幸運な勝者による戦争終結の際の平和条約は、戦争状態を終結させるものではない¹³⁰⁾。自然状態にある個々の人間であれば、自然法によって法的体制を形成すべきであると言える。ところが、諸国家はすでに国内に法的体制を持つ。それゆえ、さらに拡大された法的体制下に入ることは強制されないのである。

そこでカントは、戦争の永遠終結のためには「国家連合」が必要であると考えた。「国家連合」の目的は、自然状態にある国際関係において客観的法的秩序を形成し、国家の自由と、連合した諸国の自由とを維持、保障することにあった。ここで、カントが構想する「国家連合」とは「世界国家」ではないことに注意したい。カントは、世界的な客観的秩序の形成を構想する上で、「諸民族合一国家」すなわち「世界国家」の創設を主張しているわけではないのである¹³¹⁾。彼は、国家がその利己的自由を放棄し、地球上のすべての民族を包括する「諸民族合一国家」を創設することを理想としつつも、諸国家がこれを望む可能性は全く無いことから¹³²⁾、「一つの世界共和国」という積極的な理念の「消極的代替物」として、「国家連合」の必要性を説いたのであった。カントは、この連合の下では、公法に強制的に服従する必要がない自由な連合制度が必要であると主張している¹³³⁾。彼は、国家の理性を信じ、諸国家が自らの権利を信頼する根拠として自由な連合制度を必要とするだろうと考えたのであった。そして、カントは、この連合制度がすべての国家を含むものとなったとき、世界を永遠平和へと導くことができると述べている。

永遠平和のための確定条項の最後として、カントは、「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」と定める。カントが言う「世界市民法」とは、「外国人が他国の土地に足をふみ入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはない」という「訪問の権利」をいう。ここでカントは、「原住民との交際を試みることを可能にする権利」までは認められないとしているが、これは、当時のヨーロッパ列強による植民地政策を批判しての主張であると考えられる。カントは、「訪問の権利」を地球上のすべての人間に属するとし、この権利を互いに認めることで世界的な交易が促進され、相互依存が高まることにより、平和的な関係が結ばれ、最終的にこの関係が公法的なものとなり、世界市民体制へと近づけることができると説く¹³⁴⁾。そして、列強により繰り返されている植民地政策の非人道性を例に挙げ、社会は「地上の一つの場所で生じた法の侵害がすべての場所で感じとられるまで発展を遂げた」¹³⁵⁾として、世界市民法の理念は、もはや空想的ではないと主張したのであった。

カントは、以上3つの永遠平和のための確定条項の予備条項として、以下の諸条件を規定し

た。「第1条項：将来の戦争の種をひそかに留保して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない、第2条項：独立しているいかなる国家（小国であろうと、大国であろうと、この場合問題ではない）も、継承、交換、買収、または贈与によって、他の国家がこれを取得できるということがあってはならない、第3条項：常備軍は、時とともに全廃されなければならない、第4条項：国家の対外紛争に関しては、いかなる国債も発行されてはならない、第5条項：いかなる国家も、他の国家の体制や統治に、暴力を持って干渉してはならない、第6条項：いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない。たとえば、暗殺者や毒殺者を雇ったり、降伏条約を破ったり、敵国内での裏切りをそそのかしたりすることが、これに当たる」¹³⁶⁾。

第1条項は、バーゼル平和条約における、秘密条項への批判から述べられたと考えることができる。1795年革命後のフランスとプロイセン間において締結されたバーゼル平和条約は、ライン川左岸のプロイセン領をフランスに割譲するという「秘密条項」を含むものであった。カントは、このような将来的な戦争の原因を残したままの条約は、平和条約とは言えないとして否定した¹³⁷⁾。第2条項は、ヨーロッパ諸国の植民地政策に対する批判からの規定であると考えられる¹³⁸⁾。また、第3条項において、ウェストファリア体制における主権国家の勢力均衡による秩序の維持を批判しているととれる。カントは、勢力均衡のために各国は無制限な軍拡へと導かれ、それに伴う軍事費の増大により、平和時の方が短期間の戦争よりも国家の重荷となると考えた。それゆえ、常備軍そのものが先制攻撃の原因になってしまうと論じるのであった。しかしカントは、自衛権までも否定したわけではない。国民が、自己や祖国を外からの攻撃から防御しようと「自発的に」武器使用を練習することは認められると述べている¹³⁹⁾。次にカントは、国債制度を「巧妙な発明」と指摘しつつも、際限なしの戦争遂行への「危険な金力」となり、国債を引き受けた国家を紛争に巻き込みかねないことから、第4条項を規定する¹⁴⁰⁾。第5条項は、ウェストファリア体制における内政不干渉の原則を継承したものである¹⁴¹⁾。最後に、第6条項において、最悪戦争が勃発した場合禁止される行為を規定している。カントは、これら6つの禁止規定に優先順位を定めている。第1、5、6条項はいかなる事情があろうとも、直ちに禁止することを迫るが、第2、3、4条項の執行に関しては事情により後回しにしてもよいと述べている。これは、条件の成立を急ぎすぎて、かえって本来の目的に反することを防ぐため、「多少の遅延」を許すという考えから優先順位を定めたに過ぎず、例外を認めたものではない¹⁴²⁾。

カントが『永遠平和のために』を著した頃、ヨーロッパはフランス革命をきっかけとした混乱期を迎えていた。革命の精神をヨーロッパ全土に拡大しようとしたナポレオン（Napoléon Bonaparte）による戦争が、ヨーロッパ各地で行なわれた。ヨーロッパ全土を巻き込んだナポレオン戦争は、1814年の対仏同盟軍のバリ入城、1815年のワーテルローの戦いでナポレオ

ンの敗北により、ようやく終結を迎える。ナポレオン戦争後、戦後処理とヨーロッパの平和維持のためウィーン会議が開催された。この会議においてヨーロッパの諸大国は、国境線の変更により領土の問題を解決し、勢力均衡の範囲での小国に対する影響力を互いに承認することを確認した。この会議における大国の合意を基盤とし、「ウィーン体制」と呼ばれるヨーロッパの国家間秩序が形成されることになった。そして、カントの平和の理念が実現へ向けて動き出すのは、さらなる世界規模での悲劇であった第一次世界大戦を経なければならなかった。

おわりに

本稿では、平和のための国際組織の創設という理論を支えてきた、秩序の形成と諸国家及び人びとの協働による平和を求めた思想を、古代から18世紀末における思想家の著作の中から抽出し、「平和のための国際組織」の思想の一つの潮流として捉えた。

Iでは、まず、古代ギリシアのストア派を中心としたコスモポリタニズムについて概説した。自分自身を国や民族に捉われず普遍的な市民として位置づけるという個人主義的思想から、人間の理想は平等であり、人間は一つの「理想の共同体」に住むコスモポリテス（世界市民）であるという思想へと発展した古代のコスモポリタニズムが、自然法概念と結びつき、古代ギリシア・ローマの政治の方向性に影響を与えた過程を追った。次に、中世ヨーロッパにおける4人の思想家のテキストを検討した。古代ギリシア哲学の再発見による理性と信仰の調和は、平和のための国家間と人びとの協働をめぐる思想にも影響を及ぼした。アリストテレスから影響を受けたダンテは『帝政論』のなかで、キリスト教の下に人類が一つとなり、世界平和という人類究極の目標を実現するため、ローマ帝国をモデルとした世界的帝政を建設すべきであると説いた。『平和の訴え』においてエラスムスは、「平和」はキリスト教の教えであり、キリスト教の下では奴隷も、自由民も、異邦人も、男も、女もなく、キリスト教徒という一つの共同体の一員であるとして、キリスト教共同体による平和の実現を説いた。また、たとえ異教徒であったとしても、武力によって攻撃することを批判し、この世界は全ての人間に共通の祖国であると訴えた。そして、君主の協働による領土の確定、君主の有徳性、国際的な仲裁機関の設置、戦争開始に際する国民の意思の反映を平和の実現のための具体的な方法として提案した。アンリ4世は「大計画」のなかで、現代のヨーロッパ統合の基礎をなす思想を展開した。彼は、相争っていたヨーロッパ諸国が国家連合を形成することによって、国家間に安定した秩序を築こうとした。このアンリ4世のヨーロッパ連合案は、諸国家連合がローマ帝国をモデルとした「帝政」ではなく、共和政ローマをモデルとした「共和政体」によって統治されることを提案した点において、ダンテの平和のための国家間および人びとの協働に関する思想とは異なっていた。また、「大計画」のなかで、エラスムスが平和の実現のための具体策として提案した、君主の

有徳性とその有徳な君主による領土の確定を、連合国家の統治者が遵守すべき規則とすべきであることを示した。ダンテ、エラスムス、アンリ4世のヨーロッパのための平和思想を、ビトリアはヨーロッパの外へと拡大した。「インディオについて」のなかで、ヨーロッパだけでなく世界規模での法的な共同体の存在を認め、その共同体を基盤とする万民法と普遍的人類共和国による世界の平和を説いた。ビトリアの、人びとは自らの国家と普遍的人類共和国の双方に属するという考えは、古代ローマの「二つの祖国概念」と共通するところがある。また、ビトリアは、後にカントが世界市民法として規定した「訪問の権利」を尊重することを求めた。

Ⅱでは、勢力均衡によって国家間の秩序を安定化させようとした、ウェストファリア体制に挑戦する思想として、平和のために諸国家が協働し、国際組織を創設する必要性を説いた思想に関して考察した。ヴォルフは、国家は公共善、すなわち平和のために契約を結ぶことで「世界共同体」を形成し、その統治形態は一種の民主政であることが必要であると説いた。このヴォルフの「世界共同体」概念は、ビトリアの普遍的人類共和国を受け継ぐものであり、その統治形態においては、エラスムスの平和の実現のための具体策によって提案された一種の民主政を踏襲している。この「世界共同体」の統治形態に関しては、さらにカントの永遠平和論における共和主義原則へと継承されることになる。サン＝ピエールの永久平和論では、アンリ4世の「大計画」をもとに、戦争状態を永遠平和に変えるためのヨーロッパ諸国の同盟による国際組織の創設が提案された。このなかでは、従来の正戦論が放棄され、同盟の条約に違反して戦争の準備をし、他の構成国家に武力を行使した構成国に対して、全構成国家が協力して攻撃的行動をとるといふ、現在の集団安全保障の理論が論じられていた。また、サン＝ピエールの永久平和論を批判しながら自らの平和思想を発展させたルソーの永久平和論では、統治者の徳や善行ではなく、国家の利害によって国家連合創設の理論が導かれ、このような国家連合の創設が他の国家の武力行使を抑制すると考えられた。そして、最後に扱った『永遠平和のために』のなかで、カントは、国家間にも共和主義的の原則を適用することで国際的な法的秩序を形成し、法的共同体としての普遍的国際政治組織によって世界の恒久平和を実現しようと訴えた。それらの実現のため、共和主義の原則の適用、国際法の基礎となる自由な諸国家連合の設立、世界市民法の尊重の3つの確定条項を定め、これらの条件の下で設立される自由な諸国家連合が、世界を永遠平和へ導くと説いたのであった。

本稿では、「平和のための国際組織」の創設という理論を支えた思想のうち、新たな段階への展開となった思想の系譜を体系化した。そうすることで、「平和のための国際組織」の創設という思想の一つの潮流を見いだすことができた。本稿で扱った思想は、時代は異なるにしろ、いずれも国際的な秩序の形成と、諸国家および人びとの協働によって平和を実現しようとした思想である。古典古代より続く「平和のための国際組織」をめぐる思想は、各時代の現実と共鳴して形成されてきた。カントの永遠平和論から100年以上を経て、人類が悲惨な大戦を経験

した後に、現実の政治の世界においてようやく国際連盟が創設され、更なる大戦を経た後に今日の国際連合が創設されることになる。もちろん、本稿で扱った思想が、「平和のための国際組織」の実現に直接的に影響を与えたとは言えないかもしれない。国際連盟や国際連合の創設は、本稿で扱った平和の理念の実現というよりは、その時々の実践的な目的のためであったかもしれない。しかしながら、平和のための国際秩序の形成や、人びとや諸国家の協働によって形成された国際組織による平和の実現という理念は、歴史的に繰り返しその真価を試されながら反省、伝承、維持、発展してきた。古典古代から続くこれらの思想は、時代は異なるにしろ現代にとって価値ある何かを語ることで、「いま・ここ」に平和の種を蒔き続けているのである。

注

- 1) ヨハン・ガルトゥング (高柳先男／塩屋保／酒井由美子訳)『構造的暴力と平和』(中央大学出版部, 1991年)。Galtung, Johan *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization* (Sage, 1996).
- 2) シュヴェーグラー (谷川徹三／松村一人訳)『西洋哲学史 上巻』(岩波書店, 1939年), 27頁。
- 3) ガダマー (饒田収／巻田悦郎訳)『真理と方法 II』, 426頁。
- 4) 古典性とは, ①規範的意識, ②普遍的な歴史学的様式概念をいう(同上, 454頁)。
- 5) アリストテレスにとってポリスとは①市民から合成されたもの, ②その共同体の住地としての都市をいう(アリストテレス, 山本光雄訳『政治学』, 岩波書店, 1961年, 訳注, 400頁)。
- 6) 同上, 136頁。
- 7) 市民による支配としてのアテナイの民主政は、「多数者」による支配であると形容されるが, アテナイにおける市民は全人口の「少数者」であった。市民は開かれた概念ではなく, 閉じられた, 排他的な概念であったのである。移民, 奴隷は市民から排除されていた。アテナイにおける自由と平等は, 市民のものであったのである。また, 形式的には平等であるとされていた市民も, 政治的影響力についても平等が確保されていたわけではなかった。実際に民会や評議会を牛耳っていたのは, 裕福な家門の出身の市民であったのである (Finley, M.I., *Politics in the Ancient World*, Cambridge University Press, 1983, pp.118-119)。
- 8) このポリスのメンバーである市民の要件は法律によって厳格に規定されていた。20歳以上のアテナイ人の血統に連なる成年男子で, 経済的, 軍事的に自律している者が市民になる資格を有し, 能動的に政治に参加することができた。市民のみが, 自己統治の過程に直接参加する資格, すなわち自由である資格を有したのである。
- 9) 但し, 職業軍人ではない。戦争に参加できる成人男性という意味である。
- 10) デヴィッド・ヘルド (中谷義和訳)『民主政の諸類型』(御茶の水書房, 1998年), 24頁。
- 11) 徳はギリシア語で「arete」ラテン語で「virtus」という。virtusは成年男性, 戦士として尊敬される資質をその意味に含んだ。
- 12) コスモポリテスは, 一般的には「宇宙(コスモス)の市民」, 「宇宙」と訳されていた(デレク・ヒーター, 田中俊郎／関根政美訳『市民権とは何か』, 岩波書店, 2002年, 230 - 231頁)。
- 13) ディオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝(中)』(岩波書店, 1989年), 162頁。
- 14) マーサ・ヌスバウム「カントと世界市民主義」, ジェームズ・ボーマン／マティアス・ルッツーバハ

- マン編著（紺野茂樹／田辺俊明／舟場保之訳）『カントと永遠平和－世界市民という理念について』（未来社，2006年），75頁。
- 15) 同上，42頁。
 - 16) プルタルコス「アレクサンドロス大王の運と徳について」1（329 - A - B）（中川純男訳）『初期ストア派断片集1』（京都大学学術出版会，2000年），177 - 178頁。
 - 17) ゼノンはキュニコス派のクラテス，メガラ派のスティルボン，アカデメイア派のクセノクラテス等にそれぞれ10年間師事したと言われている。彼はストア（柱廊）のなかを歩きつ戻りつしながら広義を行ったため，彼の広義を聞こうとして集まった人々は「ストアの徒」と呼ばれるようになった（ディオゲネス『ギリシア哲学者列伝（中）』，205 - 209頁）。
 - 18) マルクス・アウレリウス（水地宗明訳）『自省録』（京都大学学術出版会，1998年），51 - 52頁。
 - 19) デレック・ヒーター『市民権とはなにか』，228頁。
 - 20) ヌスバウム「カントと世界市民主義」，43頁。
 - 21) 堀米庸三編／木村尚三郎／渡邊昌美／堀越孝一『中世の森の中で』（河出書房新社，1991年），45 - 85頁。及び，千葉正士『法と時間』（信山社，2003年）を参照のこと。
 - 22) Martin Grabmann *Die Geschichte der scholastischen Methode Bd. I* (Freiburg im Breisgau, 1909), S.148.
 - 23) ダンテ（中山昌樹訳）「帝政論」，『ダンテ全集第8巻』（日本図書センター，1995年），15 - 16頁。
 - 24) 同上，11頁。
 - 25) 同上，25頁。
 - 26) 同上，63頁。
 - 27) 同上，第3篇，第16章。
 - 28) 中山昌樹「詩聖ダンテ」，ダンテ『ダンテ全集第9巻』（日本図書センター，1995年），516頁。
 - 29) ダンテ「帝政論」，28頁。
 - 30) 同上，29頁。
 - 31) 同上，42頁。
 - 32) 同上，第1篇，第11章。
 - 33) 同上，43頁。
 - 34) 中山，545頁
 - 35) J. ホイジンガ（宮崎信彦訳）『エラスムス 宗教改革の時代』（筑摩書房，2001年）。
 - 36) エラスムス（渡辺一夫／二宮敬訳）『痴愚神礼賛』（中央公論社，2006年），第23節，第53節を参照。
 - 37) ホイジンガ『エラスムス』，250 - 251頁。
 - 38) エラスムス（箕輪三郎訳）『平和の訴え』（岩波書店，1961年），8節。
 - 39) 同上，16節。
 - 40) 同上，12頁。
 - 41) 同上，44頁。
 - 42) 同上，23節。
 - 43) 同上，47頁。
 - 44) 同上，35節。
 - 45) 同上，19節。
 - 46) 同上，36節及び56節。

- 47) 同上, 76 頁。
- 48) 同上, 80 頁。
- 49) 同上, 49 節。
- 50) 同上, 53 節。
- 51) 同上, 56 頁。
- 52) 同上, 35 節。
- 53) 同上, 84 頁。
- 54) 同上, 71 頁。
- 55) 同上, 67 節。
- 56) 同上, 66 節。
- 57) 同上, 47 節。
- 58) 同上, 66 - 67 頁。
- 59) 同上, 96 頁。
- 60) 同上, 73 頁。
- 61) 同上, 70 頁。
- 62) 同上, 72 頁。
- 63) ホイジंगा『エラスムス』, 251 - 252 頁。
- 64) エラスムス『平和の訴え』, 94 - 95 頁。
- 65) フランソワ・バイルー (幸田礼雅訳)『アンリ四世：自由を求めた王』(新評論, 2000 年), 521 頁。
- 66) 同上, 505 頁。
- 67) Sully *Economies royales*, éd. par Joseph Chailley (Maximilien de Béthune, 1888). Gallica Bibliothèque Numérique <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k81487v.image.f1.langFR> (2010 年 8 月 11 日検索)。
- 68) 同上, 520 頁。
- 69) 同上, 524 頁。
- 70) 同上, 525 頁。
- 71) 同上, 526 頁。
- 72) 同上, 527 頁。
- 73) 同上, 528 頁。
- 74) 同上, 529 頁。
- 75) 同上, 530 頁。
- 76) ジャン＝ジャック・ルソー (宮治弘之訳)「永久平和論批判」,『ルソー全集 第 4 巻』(白水社, 1978 年), 361 頁。
- 77) マーティン・ホワイト (佐藤誠／安藤次男／龍澤邦彦／大中真／佐藤千鶴子訳)『国際理論：三つの伝統』(日本経済評論社, 2007 年), 89 頁。
- 78) 伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』(有斐閣, 1965 年), 48 頁。
- 79) 同上, 49 頁。
- 80) 同上, 50 頁。
- 81) 同上, 51 頁。
- 82) 同上, 53 頁。

- 83) 同上, 54 頁。
- 84) ワイト『国際理論：三つの伝統』, 50 頁。
- 85) 同上, 92 頁。
- 86) デヴィッド・ヘルド（佐々木寛／遠藤誠治／小林誠ほか共訳）『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』（NTT 出版株式会社, 2002 年）, 97 頁。
- 87) 同上, 95 頁。
- 88) 柳原正治「ヴォルフの国際法理論（五）－意思国際法概念を中心として－」, 『法政研究』（九州大学法政学会, 1996 年）, 166 頁。
- 89) ヴォルフの *civitas maxima* は, a sort of great republic (Emmerich de Vattel), super-State of law (Hersch Lauterpacht), world state (Walter Schiffer, 柳原正治), world state embracing all state (C. Wilfred Jenks), État universel, Empire universel (Marcel Thomann) と, さまざまな形で英語（あるいはフランス語）に訳されてきた (Nicholas Onuf, *The Republican Legacy in International Thought*, Cambridge University Press, 1998)。ヴォルフは *civitas maxima* 概念を, 全人類からなる一つの世界的な国家 (state) というよりは, 諸国家を構成員とする自然法によって統治された世界的な政治組織体 (polity), 政治共同体 (political community) として用いているため, 本稿では「世界共同体」と訳す。
- 90) Wolff, Christian *Jus Gentium Methodo Scientifica Pertractatum* (William S. Hein & Co., Inc., 1995), p.9.
- 91) 柳原「ヴォルフの国際法理論（五）－意思国際法概念を中心として－」, 157 頁。
- 92) Wolff *Jus Gentium Methodo Scientifica Pertractatum*, p.12.
- 93) Ibid., p.13.
- 94) Ibid., p.14.
- 95) Ibid., p.15.
- 96) Ibid., p.16.
- 97) Ibid., p.17.
- 98) ジャン＝ジャック・ルソー（宮治弘之訳）「サン＝ピエール師の永久平和論抜粋」, 『ルソー全集 第4巻』（白水社, 1978 年）, 319 頁。
- 99) ルソー「サン＝ピエール師の永久平和論抜粋」, 314 頁。
- 100) ルソー「永久平和論批判」, 359 頁。
- 101) ルソー「サン＝ピエール師の永久平和論抜粋」, 327 頁。
- 102) 同上, 328 頁。
- 103) 同上, 329 頁。
- 104) 同上, 338 頁。
- 105) 同上, 334 頁。
- 106) 同上, 337 頁。
- 107) 同上, 315 頁。
- 108) ルソー「永遠平和論批判」, 364 頁。
- 109) ルソー「サン＝ピエール師の永久平和論抜粋」, 317 頁。
- 110) 同上, 318 頁。
- 111) 同上, 324 頁。

- 112) 同上, 340 頁。
 - 113) 南原茂「カントに於ける国際政治の理念」『政治学研究第 1 巻』(岩波書店, 1927 年), 494 頁。
 - 114) I. カント (宇都宮芳明訳)『永遠平和のために』(岩波書店, 1985 年), 29 - 30 頁。
 - 115) 南原「カントに於ける国際政治の理念」, 508 頁。
 - 116) カント『永遠平和のために』, 26 頁。
 - 117) 南原「カントに於ける国際政治の理念」, 511 頁。
 - 118) 同上, 510 頁。
 - 119) 同上, 515 頁。
 - 120) カント『永遠平和のために』, 27 頁。
 - 121) 南原「カントに於ける国際政治の理念」, 521 頁。
 - 122) 同上, 501 頁。
 - 123) 単に君主に支配される国民のことではない。カントは, 国家形態に関わらず, 国民は国法に従う限りにおいて, 法の下に従属する「臣民」であるとする。
 - 124) カント『永遠平和のために』, 28 - 29 頁。
 - 125) 同上, 32 頁。
 - 126) 同上, 33 頁。
 - 127) ここで注意しておきたいのは, カントがいう共和的体制は民主政ではないということである。カントは支配の形態を, ①一人が支配権を持つ君主制, ②盟約を結んだ数人が支配権を持つ貴族制, ③市民社会を形成する集合的な全員が支配権を持つ民衆制の 3 つに分けて考え, また, 統治の形態を, a. 執行権を立法権から分立させる共和政と, b. 「国家が自ら与えた法を専断的に執行する専制の 2 つに分ける。そしてカントは, 民衆制は必然的に専制であると考えている。なぜなら, 立法権と執行権が分立していない民衆制の下では全員が一人の人間の意思を無視, あるいはそれに反して決議することができるからである。すなわち, 一般意思と自己自身が矛盾する場合が生じ, 自由と矛盾すると考えるのである。しかし, 誰の自由とも矛盾しない「完全なる一般意思」の形成は可能であるかに関しては, 疑問の余地がある (カント『永遠平和のために』, 34 頁)。カントは, ルソーの思想に強い影響を受けた。しかし, カントは, ルソーの説く権力の不可分と, 直接民主制を否定する。それは, 彼が民衆政の専制に対する解決として, 代表制を提案していることからもうかがえる。共和政は代表制においてのみ可能であり, 代表制を欠くことは, 専制的で暴力的な体制とする (同, 36 頁)。しかし, 共和的な体制が, 永遠平和へと導く唯一の体制であるかどうかについては, これからの課題としている (同, 29 頁)。
 - 128) カント『永遠平和のために』, 38 頁。
 - 129) 同上, 40 - 41 頁。
 - 130) 同上, 42 頁。
 - 131) 同上, 38 頁。
 - 132) 同上, 45 頁。
 - 133) 同上, 43 頁。
 - 134) 同上, 47 頁。
 - 135) 同上, 53 頁。
 - 136) 同上, 13 - 20 頁。
 - 137) 同上, 13 - 14 頁。及び, 同書の「解説」, 128 頁。
 - 138) 同上, 15 頁。
- 170 (332)

「平和のための国際組織」の思想的潮流（川村）

139) 同上, 16 - 17 頁。

140) 同上, 18 頁。

141) 同上, 19 頁。

142) 同上, 22 頁。

（川村 仁子，立命館大学大学院国際関係研究科研究生）

A stream of thought underlying International Organizations for world peace: From ancient cosmopolitanism to Kant's "*Perpetual Peace*"

The aim of this article is to abstract the stream of thought underlying international organizations for world peace which have sought cooperation among states and people in order to establish world order and peace, on the basis of the texts of key political philosophers since ancient times to the early modern age.

In its first section, this article deals with the ancient cosmopolitanism of the Stoic School, medieval thought in Europe; Dante's *Monarchia*, Erasmus' *The Complaint of Peace*, Sully's *Grand Design of Henry IV*, and Vitoria's *De Indis*. In its second section, this article discusses Wolff's concept of "civitas maxima", Saint-Pierre's *Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe*, Rousseau's *Judgment on Perpetual Peace* which is a critique of the plan proposed by Saint-Pierre, and Kant's *Perpetual Peace* which tried to apply principles of Republicanism to establish international order and perpetual peace.

These thoughts may not have had direct consequences on the idea of establishment of international organizations as we know them today. However, the ethos of making world order for world peace by cooperation at the international and individual levels has been taken up from ancient times and developed through the continual test of its value in history. The concept of world peace that originated in ancient times has planted the seeds of peace in the modern age. It has not lost its value even now.

(KAWAMURA, Satoko, Doctoral Research Student, Graduate School of International Relations,
Ritsumeikan University)